

脱炭素製品普及促進等委託業務公募型プロポーザル審査要領

脱炭素製品普及促進等委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「脱炭素製品普及促進等委託業務公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は150点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務全体のコンセプト	(10点)
(2) 記事作成に係る工夫	(75点)
(3) その他独自提案	(10点)
(4) 業務遂行能力(実施体制・スケジュール・実績)	(40点)
(5) 経費見積	(10点)
(6) 県が推進する施策の取組状況	(5点)

3 審査委員会

参加者から提出された書類に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日・場所
令和6年6月17日(月)～18日(火) 高知県保健衛生総合庁舎5階会議室
- (2) プレゼンテーション
ア プレゼンテーションの時間は1事業者当たり20分(予定)とします。
イ 場所及び時間は、別途お知らせします。
ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員等からの質疑の時間(20分以内)を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 各審査委員の採点の合計が、**総合点数の5割以上であることを最低基準**とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としません。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 業務全体の作成コンセプト について	<ul style="list-style-type: none"> ・本記事作成業務の目的や現状の課題、県の狙い等を正しく理解し、目的に沿ったものを提案できているか。 	10
(2) 記事作成に係る工夫について	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトに訪れた県民や事業者の関心を引き、読みたいと思わせるような工夫が取り入れられているか。特に、次回記事も読みたいと思わせるような記事構成・工夫が取り入れられているか。 ・記事を読んだ他事業者に、自社の脱炭素に向けた取組や脱炭素につながる製品等の登録を促すような記事構成を意識できているか。 ・製品や取組について魅力的に伝える構成など、取材先事業者にとって取材される意義（企業イメージの向上、売り上げの増加）のある記事構成となっているか。 ・本事業の目的を理解し、読者となる県民・事業者が読みやすい記事デザイン・文章量を意識できているか。記事の統一性（いわゆるトンマナ）を意識できているか。 	75
(3) その他独自提案について	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的に沿い、県民・事業者の関心を呼ぶ効果的な提案がされているか。取材先事業者の製品・サービスの周知に効果的な提案がされているか。 	10
(4) 業務遂行能力（実施体制・スケジュール・実績）について	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置は適切か。 ・業務に関するスケジュール（1記事を作成するためのスケジュール・年間を通して規定の記事数を円滑に作成するためのスケジュール）は妥当か。 ・各人の実績は十分あり、円滑な業務遂行が見込めるか。 ・統括責任者は各業務をコントロールできるか。 	40
(5) 経費見積について	<ul style="list-style-type: none"> ・見積限度額内で最大限の効用を図っているか。また、必要以上に見積金額を削減していないか ・各経費の配分は妥当か（特に、運用・保守に係る費用が過大となっていないか）。 	10
(6) 県が推進する施策の取組状況 について	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスや環境配慮等、県が推進する施策を実施しているか。 	5
合計		150